

世界遺産一覧表への新規推薦案件に係る審査について

1. イコモスによる評価の概要

(評価の概要)

- イコモスは、第33回世界遺産委員会における審議対象となる新規推薦案件として、平成20年（2008年）2月1日までに提出された19件の審査を実施（うち、1件は「記載延期」決議を受けて新たに推薦書を提出したもの）。
- 新規推薦19件のうち、「記載」勧告がなされたものは7件のみであり、4件は「不記載」勧告がなされるなど、例年以上に厳しい評価（別添1参照）
- 厳しい評価となった背景として、イコモスは以下の点を指摘。

[イコモス作成の資料から抜粋]

- ・ 推薦の複雑さが増しており、推薦書類の明確性、論理の首尾一貫性が分かりにくくなっている。
- ・ いくつかの推薦については、審査のプロセスを開始する前に、法的な課題、計画の策定や採用、調査の実施等により多くの時間をかけて準備することが有益であったであろうと考えられる。

[第33回世界遺産委員会におけるイコモスの発言]

- ・ 全体的に、拙速に準備されている推薦が多いことは問題。
- ・ 推薦の時点で、保存管理が完全に担保されていないものがある。現在の保存管理と将来満たすべきものとの間に矛盾・不一致があるものがある。また、将来、完全な保存管理がなされるのかが、はっきりしないものがある。

(シリアル・ノミネーションの評価)

- 本年、イコモスの審議対象となったもののうち、シリアル・ノミネーション（連続性のある複数の資産の推薦）は、8件で、合計99資産からなる。これらのうち、新規推薦の7件の勧告の内訳は、「記載」1件、「記載延期」5件、「不記載」1件である。また、拡張申請である1件も、「拡張不可」とされている（別添2参照）。
- これらの状況から、シリアル・ノミネーションに関するイコモスの厳しい評価の傾向が見て取れるが、イコモスによる評価の観点は次の通りである。

[イコモス作成の資料から抜粋]

- ・ 作業指針においては、連続性のある資産について、構成資産は関連していなければならない、また、全体として顕著な普遍的価値を有していなければならないとされている。
- ・ 平成21年（2009年）に、シリアル・ノミネーションと拡張の評価フォーマットが作成された。イコモスは、委員会の審査のために、シリアル・ノミネーションの性質に関連する以下の疑問を明らかにするように努めた。

- a) シリアルアプローチを正当化する理由は何か？
- b) 決定資産はどのように選択されたのか？（それぞれ、構成資産全体の顕著な普遍的価値とどのように関連しているのか？）
- c) 比較分析は、資産の選択を正当化しているか？
- d) 資産のうち、分離している構成資産は、機能的に関連しているか？
- e) 全ての構成資産につき、全体的な管理の枠組みはあるか？

- 全般的に、「記載延期」とされているシリアル・ノミネーションの推薦案件は、主題と構成資産の関連性、構成資産の選択理由、構成資産相互の関連性など、推薦の根本的な論理付けについて課題を提示されている傾向が見取れる。

（「情報照会」と「記載延期」の区別）

- イコモスは、今回の評価において、「情報照会」と「記載延期」については、明確な差異があるとしている。
- 「情報照会」とされた推薦については、顕著な普遍的価値の証明はなされているものの、作業指針に規定されるその他（保護措置等）の条件を満たす上で、追加的な情報の提供を必要とするものとしている。この場合、更なる現地調査は必要とされない。
- 一方、「記載延期」とされた推薦については、より徹底的な調査、軽微ではない構成資産の範囲変更、本質的な修正等が必要とされ、新たに現地調査を行うことが必要なものとされている（つまり、顕著な普遍的価値が証明されていない）。

2. イコモスによる評価結果を踏まえた世界遺産委員会の審議

- 第33回世界遺産委員会では、「記載延期」のイコモス勧告を受けた7件のうち、6件が審議の対象となったが（1件は取り下げ）、これらのうち、「情報照会」決議がなされたものはあるが、「記載」決議がなされたものはない。
- 第33回世界遺産委員会においては、イコモスから顕著な普遍的の証明が不十分であるとされた案件については、「記載」とはされなかったと言える。

3. イコモスに「記載延期」とされた具体的な事例

① 嵩山の歴史的建築群（中国）

（推薦の概要）

- ・ 8つの建造物群からなるシリアル・ノミネーション。
- ・ 嵩山の山裾と登封市に隣接する建造物群。最古の中国国家の宗教建築の遺構である中岳廟、中国最古の仏塔である嵩岳寺塔、初期の道教寺院の一つ、塔林と軍事芸術を持つ少林寺、おそらく現存する最古の杉がある嵩陽書院、会善寺、少し南東に離れた所に周公観景台と観星台などを含む。多くの建造物は中国皇帝の保護の下に建てられ、皇帝たちは9つの王朝にわたって、中国の聖山の中心である嵩山に生贄を捧げてきた。建造物は山岳信仰の中心として、天国と地獄の中心として、そして禅宗の誕生の地としての、山の力と影響を反映している。

（イコモスによる主な指摘の概要）

- ・ 全ての資産が一貫した共通の価値とのつながりがあるという観点からの、シリアル・ノミネーション全体としての価値の証明がなされていない。
- ・ 様々な理由で顕著な普遍的価値を証明しようとしているが、それらは資産全体の一部のみに当てはまるものばかりであり、どの理由も、資産全体の顕著な普遍的価値を説明するものになっていない。
- ・ 一部の資産について、主題との関連性が見えない。
- ・ 構成資産相互の強い文化的な関連性を示す1つの一貫した論理的根拠を提示することが必要。
- ・ 緩衝地帯の景観上の要素のため、モニタリングを充実させることが必要。

② イタリア・ランゴバルドゥム街道 - カと信仰の場所（イタリア）

（推薦の概要）

- ・ 7つの建造物群からなるシリアル・ノミネーション。
- ・ 6世紀から8世紀にかけてイタリア半島の広大な地域を支配したロンバルド族の有力者は、民間と宗教の両方における自らの権威と力を示すために、

そうそうたる建造物（宮殿や住居、教会、バシリカ）を建造させた。7 つの街は、装飾と様式の両面における共通性を示す、この時代の重要な記念物を保持している。

（イコモスによる主な指摘の概要）

- ・ シリーズ・アプローチとそれぞれの構成資産と顕著な普遍的価値との関連性のつけ方が証明されていない。
- ・ 構成資産の真実性は十分ではないが、完全性は満たしている。
- ・ 比較分析は、構成資産の正当性と、顕著な普遍的価値を証明するのに十分なものではない。
- ・ 複数の記載基準において、顕著な普遍的価値の証明が十分ではない。
- ・ シリアル・ノミネーションの資産構成はイタリア史だけではなく、ヨーロッパ史の見地から行われるべきである。
- ・ 緩衝地帯の設定は十分であるが、いくつかの資産においては、拡張が必要である。
- ・ 法的保護措置は十分なされている。
- ・ 十分な保存がなされているが、考古学的遺跡、絵画、化粧漆喰細工のような壊れやすいものは注意深い維持管理が必要である。
- ・ 管理システムは十分である。
- ・ 統括して管理する機関（overarching management authority）は有効であるが、その人的・物的資源がしっかりしたものなくてはならない。

③パラティの黄金の道とその景観（ブラジル）

（推薦の概要）

- ・ 2つの建造物群と1つの遺跡からなるシリアル・ノミネーション。
- ・ シリアル・ノミネーションは、パルティの旧市街・その砦・および初期の黄金の道のうち 8.7Km（Ouro Preto の Minas Gerais 金鉱からパルティの海港間）で構成される。
- ・ Ouro Preto からの黄金は、植民地首都であるリオデジャネイロと、リスボンに富をもたらした。黄金は、細い舗装路を通して人力カラバによって海岸に輸送され、その旅程は45日間を要した。1667年、ポルトガル人によって開かれたパルティの港は、1696年の金鉱発見の後、1700年代の初頭から40年のあいだ繁栄した。しかし、金鉱から海岸をつなぐ安全な新しいルートが、1710年から使われ始め1767年に完成した後は、衰退していった。
- ・ パルティの近代の都市計画は18世紀に作られたが、現存するほとんどの建

物は、コーヒーと砂糖製品によって都市が再興した１９世紀からのものである。

- ・ 砦の原型は１７９３年に建てられ、１８３６年に改作されたものである。

（イコモスによる主な指摘の概要）

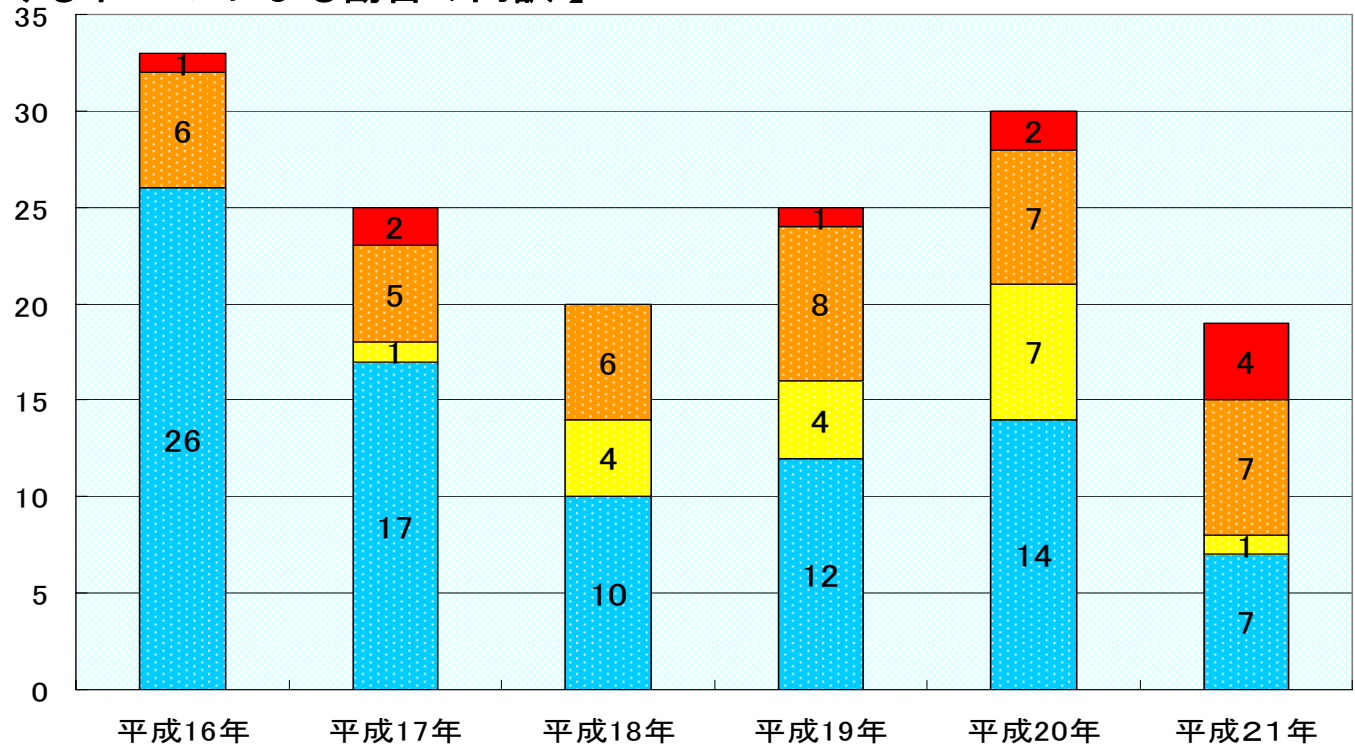
- ・ 現在の構成資産では、主題との関係で顕著な価値の完全性・真実性を満たしているとは言えない。
- ・ 現在の比較分析は推薦資産の選択を正当化していない。推薦されている、潜在的・顕著な普遍的価値と関連する資産を、より幅広くかつ詳細に比較分析すべきである。
- ・ 記載基準（ii）（iv）（v）と顕著な普遍的価値は正当化されていない。３つの構成資産によるシリアルノミネーションは正当化されていない。
- ・ 資産に対する最も大きな脅威は、開発、特に緩衝地帯における市街地拡大である。
- ・ 構成資産と緩衝地帯の範囲の再考が必要であり、緩衝地帯における保護の基準は強化されるべきである。
- ・ 現段階の構成資産には、主題を表現する一部・一時期のものしか含まれていない。

イコモスによる新規推薦に係る審査の傾向（文化遺産）（別添1）

【平成16～21年におけるイコモスによる「記載」勧告の件数及び割合】

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
評価を行った件数	33	25	20	25	30	19
「記載」勧告となった件数	26	17	10	12	14	7
「記載」勧告の割合	78.8%	68.0%	50.0%	48.0%	46.7%	36.8%

【平成16～21年におけるイコモスによる勧告の内訳】



「イコモス」は、世界遺産条約に定める世界遺産委員会の諮問機関で、各締約国から推薦された文化資産の価値評価をはじめ、記載された文化遺産の保存管理状況等に関し、世界遺産委員会に対して勧告を行う非政府機関。

第33回ユネスコ世界遺産委員会における記載推薦及び拡張申請に係る審査結果

NO.	国名	遺産名(仮訳)	種別	勧告	決議	備考
	韓国	朝鮮白亜紀恐竜海岸	自然	不可		新規推薦
1	フィリピン	トゥバタハ岩礁海中公園	自然	拡張承認	拡張承認	拡張申請(1993年記載)
2	ドイツ/オランダ	ワッデン海	自然	記載	記載	新規推薦
	ロシア	レナ石柱自然公園	自然	不可		新規推薦
3	イタリア	ドロミティ山岳地帯	自然	記載	記載	2007年延期
4	中国	五台山	複合	自然＝不可 文化＝情報照会	記載 (文化遺産とし)	新規推薦
	クロアチア	ロニャ平原自然公園 サバ川中流域の生命あふれる景観と氾濫原の生態系	複合	自然＝不可 文化＝不可		新規推薦
	モルドヴァ	オルヘユル・ヴェキ(旧オルヘイ)の文化的景観	複合	自然＝不可 文化＝記載延期		新規推薦
5	カーヴォ・ヴェルデ	ジダーデ・ヴェルハ、リベラ・グランデの歴史地区	文化	情報照会	記載	新規推薦
6	コート・ディヴ・ワール	グラン・パッサムの歴史的都市	文化	記載延期	情報照会	新規推薦
7	ブルキナファソ	ロロベンの廃墟	文化	記載	記載	2006年延期
S 8	中国	嵩山(Songshan)の歴史的建築群	文化	記載延期	情報照会	新規推薦
S 9	イラン	シュースタルの歴史的圧水システム群(古代から現在に受け継がれる橋梁、ダム、建築、水車)	文化	記載	記載	新規推薦
S 10	韓国	朝鮮王朝の王墓群	文化	記載	記載	新規推薦
11	キルギスタン	スレイマン・トウの聖なる山	文化	記載	記載	2008年照会
S 12	パキスタン	メルヘルガル、ラフマーン・デーリ及びハラッパのインド渓谷都市(モヘンジョダロの遺跡群の拡張)	文化	拡張不可	拡張不可	拡張申請(1980年記載)
	スリランカ	セルウィラ・マンガラ・ラジャ・マハ・ヴィハーラ(聖地キャンディの拡大)	文化	拡張不可		拡張申請(1988年記載)
S 13	フランス/ドイツ/日本/アルゼンチン/ベルギー/ス	ル・コルビュジエの建築と都市計画	文化	記載延期	情報照会	新規推薦
	ベラルーシ	ポロツクの聖エウプロシネの有形精神遺産	文化	不可		新規推薦
14	ベルギー	シュトックレー邸	文化	記載	記載	新規推薦
	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	歴史の街ヤイツェの文化財	文化	不可		新規推薦
S 15	チェコ/スロヴァキア	大モラヴィアの遺跡群 ミクルチツェの要塞化されたスラヴ人村落群	文化	不可		新規推薦
	ドイツ	シュヴェツィンゲン選帝侯の夏の住居 フリーメーソンとの関連性を示唆する庭園設計	文化	不可		新規推薦
S 16	イタリア	イタリア・ランゴバルドルム街道 力と信仰の場所	文化	記載延期		新規推薦
S 17	スペイン/メキシコ/スロベニア	大陸間幹線道路における水銀と銀の分離 アルマーデン、イトリヤ、サン・ルイス・ポトシ	文化	記載延期	情報照会	新規推薦
18	スペイン	トル・デ・ヘルクルス(ヘラクレスの塔)	文化	記載	記載	新規推薦
19	スウェーデン	ヘルシングランドの農場群と村落群	文化	記載延期	記載延期	新規推薦
20	スイス	ラ・ショー・ド・フォン/ル・ロクル 時計職人の都市	文化	記載	記載	新規推薦
21	イギリス	ポントキシルテ水道橋と運河	文化	記載	記載	新規推薦
22	オーストリア	グラーツ市—エッゲンベルク城 (グラーツ市歴史地区の拡張)	文化	記載延期	情報照会	1999年記載 2006年拡張延期
23	フランス	コース石灰岩台地とセヴェンヌ山脈	文化	記載延期	情報照会	2006年延期
24	フランス	アルケ・スナンの王立製塩所	文化	拡張承認	拡張承認	拡張申請(1982年記載)
25	ルーマニア	スチャヴァの復活教会(モルダヴィアの教会群の拡大)	文化	情報照会	情報照会	拡張申請(1993年記載)
S 26	スロヴァキア	スピシュスキー城とその関連文化財 および レ ヴォチャと スピシュのマイスター、パヴォルによる 作品群(スピシュスキー城とその関連文化財の拡大)	文化	拡張承認	拡張承認	拡張申請(1993年記載)
27	ブラジル	パラティの黄金の道とその景観	文化	記載延期	記載延期	新規推薦
28	ペルー	スベ渓谷・カラルの神聖都市	文化	記載	記載	新規推薦
29	イスラエル	ダンの三連アーチ門	文化	記載	※	2008年照会

※ 顕著な普遍的価値を有することは認めつつ、第34回世界遺産委員会で正式に記載が決定されるよう、世界遺産センターに対して必要な情報の提供を促進することを求める旨の決議がなされた。

取り下げや審議の延期で審査が行われなかったもの

S … シリアル・ノミネーション